

○大場委員 私からは、まず、都内区市町村が、区民税や市町村民税ともあわせて賦課徴収をしております、個人都民税の徴収対策につきまして、ご質問させていただきたいと思いません。

都の平成三十一年度予算案は、ラグビーワールドカップ開催や東京二〇二〇大会準備などにより、一般会計歳出総額が七兆四千六百十億円と過去最大となっております。都税収入につきましても、五兆五千三十二億円と過去最高に迫る水準を見込んでおります。

世界の中で輝き続ける都市、東京の実現に向けましては、都は少子高齢化への対応、防災対策や治安対策の強化など、山積する課題に的確に対応する必要がございます。そのためには、何よりも盤石な財政基盤を確保することが不可欠であり、都の歳入の根幹をなす都税収入の確保が極めて重要であります。

平成二十九年度一般会計決算によりますと、都税全体の徴収率は、前年度を〇・二ポイント上回り、過去最高を更新する九九・〇%を記録しています。その中で、個人都民税の徴収率につきましては九六・八%と、前年度を〇・七ポイント上回り、過去最高を更新しています。

そこで初めに、個人都民税の都税全体に占める割合、それから、ここ数年の徴収率の推移につきまして伺いたいします。

○新井特別滞納整理担当部長 個人都民税は、原則として区市町村が区市町村民税とあわせて個人住民税として課税、徴収し、都に払い込んでいるものでございます。

個人都民税の都税に占める割合は、平成二十九年度一七・五%でございます。これは法人二税、固定資産税に次ぐ割合で、個人都民税は都税の重要な基幹税目となっております。

一方、徴収率の推移でございますが、個人都民税の徴収率は、リーマンショックの影響を受け、平成二十年度から一時的に低下したものの、都と区市町村が一丸となり、徴税努力を重ねた結果、平成二十三年度以降、毎年上昇しております。ここ三年間では、平成二十七年九五・四%、平成二十八年度九六・一%、平成二十九年度九六・八%と着実に上昇し、過去最高を記録しているところでございます。

平成二十九年度の徴収率〇・七ポイントの増加は、税額にして約六十七億円の増につながっておりまして、個人都民税の徴収率の増加が都税収入の確保に貢献しているところでございます。

○大場委員 ただいまのご答弁で、個人都民税が都税収入において大変重要な位置を占めておりまして、それと同時に、個人都民税の徴収率が順調に推移していることがわかりました。

しかしながら、個人都民税の徴収率と都税全体の徴収率を比べますと、二・二ポイントの乖離がまだ見られているようでございます。

個人都民税は、都が直接徴収するのではなく、区市町村が区市町村民税とあわせて徴収しておりますことから、徴収率の向上に向けましては、区市町村の徴収力を高めることがその鍵となると認識しています。

そこで、個人都民税に関して、区市町村による徴収率向上に向けた都の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○**新井特別滞納整理担当部長** 主税局は、個人都民税の徴収率向上のため、区市町村に対してさまざまな支援を行っております。今年度は四十六の自治体から六百三事案の困難事案を引き継ぎまして、都の滞納整理ノウハウを生かして、個人都民税を直接徴収する取り組みを実施しているところでございます。

また、区市町村の滞納整理技術の向上を図るため、十八の自治体から二十一名の実務研修生を受け入れるとともに、区市町村職員向けの研修を三十五回実施するなど、部門の中核職員となる人材の育成を図っております。

さらに、新たな取り組みといたしまして、毎年十二月に、都と全区市町村で実施しているオール東京滞納S T O P強化月間の中で、区市町村への意向調査により最も要望が多かった、差し押さえ不動産の売却手続などに係る相談会を実施し、公売経験の少ない自治体へ都のノウハウを提供してまいりました。

来年度におきましても、困難事案の直接徴収や実務研修生の受け入れ、研修の実施など、各種取り組みを同規模で実施する予定であり、今後とも、区市町村の自主、自立的な滞納整理の実現に向けて、支援を継続してまいります。

○**大場委員** 個人都民税に関して、局が区市町村から困難事案を引き継いで直接徴収業務を行う、また、区市町村に対して多岐にわたる支援を行う、それらによって徴収率の一層の向上に努めているということが理解できました。

その一方で、区市町村では、それぞれの自治体規模や職員構成はさまざまございまして、人事異動のローテーションなどからも、徴収業務に精通した人材を育成することがなかなか難しい場合もあると聞いています。また、都のように、専門課長などの税務専門職を配属することができず、知識やノウハウの維持、継承に苦心しているとも聞こえてきております。

個人都民税は、区市町村が区市町村民税とあわせて徴収しているものでありますので、都は、区市町村に対しまして積極的な支援を行うことが求められております。

そこで、都内の区市町村に対し、局は、人的支援の側面から、どのような具体的な取り組みを行っているのかお伺いいたします。

○**新井特別滞納整理担当部長** 税に精通した職員の安定的な確保が難しい区市町村にとり

ましては、都職員の派遣などにより、滞納整理ノウハウを提供していくことが有益であると認識しております。

主税局は、今年度、三つの類型により、区市町村に対する人的支援を実施しているところでございます。

一つ目は、区市町村の徴収力の向上のため、四自治体に延べ十七名の都職員を、一年間を通じて毎週派遣し、派遣先自治体の職員と共同で納税交渉や、納税者の資力を把握するなど、都の滞納整理ノウハウの提供を行ってまいりました。

二つ目は、島しょ地域特有の課題を解決するため、島しょ地域二自治体に四名の都職員を五日間派遣し、派遣先自治体の職員と共同して滞納整理に取り組んでまいりました。

三つ目は、新たな取り組みといたしまして、区市町村から要望のあった課題を集中的に解決するため、十自治体を対象に延べ二十一名の都職員を、約三カ月間の中で、自治体の要請に応じ随時に派遣し、滞納整理に関する技術的助言などの支援を行ってまいりました。

来年度も同規模の支援を予定しておりまして、今後とも、納税者の実情に即した、きめ細やかな対応を初めとする都の滞納整理ノウハウを提供して、オール東京での税収確保に努めてまいります。

○大場委員 税務に精通した都職員の派遣などによる人的な支援の継続を通じまして、都に蓄積された滞納整理ノウハウが、区市町村に継承され、定着していくとのお話でございました。

区市町村の徴収部門のレベルアップにつながる、有意義な取り組みであると評価をいたしますと同時に、ご答弁にあったとおり、東京全体の税収アップにも寄与するものであります。

今後、区市町村との連携をさらに強化して、個人都民税の徴収対策に取り組んでいただきたいと存じます。

現在、社会全体のあらゆる分野でICT化が進展し、地方における税務の現場でも、ICT活用により、省力化、効率化が図られているところです。

一方、滞納整理を初め各種調査や評価など、税務においては制度が複雑な上に、実務の上でも高い専門性が必要とされるという側面がございまして、自治体職員が直接対応すべき事務は多岐にわたっているといえます。

地方税の課税、徴収に当たる全国の都道府県、市町村においては、税務に関する知識あるいは実務のノウハウを確実に蓄積、継承していくことが税務行政を適正に運営していく上で極めて重要とされています。

しかしながら、国においては国税専門官という専門職が設けられているのに対し、自治体では一般の行政職員が税務実務を担っていることから、全国の多くの自治体では、税務の担い手を安定的に確保していくことは困難であると聞いています。

そうした中で、都では、他自治体と比較して、税務実務に携わった期間が長い専門人材を

多く抱えておりまして、専門知識や実務ノウハウを豊富に持ち合わせています。

こうした状況を踏まえますと、全国の自治体に対しましても、人材の育成など、何らかの人的支援を行うべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○**小山総務部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務** 東京都は、道府県税に加えまして、固定資産税などの市町村税を所管しておりまして、大企業や大規模な建築物に対する豊富な調査実績や多様な滞納整理事案の処理実績を有しております。

一方で、全国の自治体では、税務部門の規模が小さく、税務部門から他の行政部門への人事異動が頻繁に行われることによりまして、課税、徴収の実務において必要とされる知識、実務経験の蓄積や継承が大きな課題になっていると認識しております。

このため、都では、滞納整理など、自治体からのニーズが高い分野におきまして、都への派遣を希望する自治体の職員を実務研修生として、半年から一年程度の期間にわたって受け入れております。

こうして、東京における多種多様な調査等を経験してもらうことによりまして、実務スキルの向上を図り、研修生が所属する自治体に戻った後もそのスキルを活用し、職場の中核となって活躍できるように努めているところでございます。

○**大場委員** 全国の自治体におきましては、税務にかかわる専門的人材の育成が課題となっており、都は、各自治体の希望を踏まえて、職員の派遣、受け入れに取り組んでいるとのこと答弁をいただきました。

そうはいつても、精鋭の職員を都に長期間派遣させるような余裕がない自治体も多く存在すると思われれます。そのため、他の手段を講じることも必要ではないでしょうか。例えば、全国で共通する地方税務の仕事をする職員が、課税、徴収の実務で活用できる実践的なスキルと一緒に学べる機会があれば、地方全体から見ても非常に有意義であるといえます。

そこで、都としても、実践的なスキルを向上させるべく、このような一緒に学べる機会を設けるなど、全国の自治体支援にさらに積極的に取り組むべきと考えますが、具体的にお伺いいたします。

○**小山総務部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務** 全国的な税務研修の実施機関といたしまして、都道府県及び指定都市で構成される全国地方税務協議会という団体がございます。主税局では、その団体の求めに応じて、職員を講師として派遣しているところでございます。

また、東京都監理団体の一つであります公益財団法人東京税務協会には、自治体等の税務の現場において豊富な実務経験を積んだ講師が数多く在職しておりまして、全国の自治体の職員が参加できる東京税務セミナーを開いております。

例えば、平成三十年度は、東京都内での開催のほか、北海道日高町、長野県長野市、石川

県金沢市において計二十四回のセミナーを開催いたしまして、こちらには全国の自治体から延べ九百四十四名が参加しております。参加者へのアンケート調査では、セミナーに満足しているとの回答が毎年九〇%を超えておりまして、来年度以降も継続して開催することを予定してございます。

都としては、今後もこうした実務スキルの共有を積極的に進めることで、地方の総体としての税収確保に貢献してまいります。

○**大場委員** 都内の区市町村はもちろんのこと、全国の自治体に対しましても、都が力を入れて支援を行っているということが確認できました。税務の分野におきましても、積極的に全国自治体との連携を深めることが、東京と地方の共存、共栄につながるということを申し上げておきたいと思っております。

さて本日は、平成三十一年度の主税局予算案の審議に当たりまして、幾つかの質問をさせていただきます。議会と行政は、車の両輪と申しますが、私ども都議会自由民主党は、今でこそ最大会派ではございませんが、これまで長きにわたり、都政を支える片一方の車輪の中心軸の役割を担ってきたという自負がございます。その意味で、歴代の各局長とは、時代時代で直面するさまざまな課題を乗り越えるために、ちょうちょうはっし熱く激論を交わさせていただきつつ、都財政を支える歳入の根幹である、税務行政の発展に手を携えて全力で取り組んでまいりました。

最後に、我々都議会自民党とともに、都税収確保に長年献身的に取り組んでこられ、大変なご苦労と多大な貢献をされてこられた目黒局長の、税務行政に対する思いを一言お聞かせいただきたいとのお願いをさせていただきます。私の発言を終えたいと思っております。

○**目黒主税局長** ただいまは、委員から大変過分なお言葉をいただきまして、恐縮至極に存じます。皆様に支えられながら何とかやってきた身でございますので、大それたことを披瀝する資格は全くないわけでございますけれども、せっかく与えていただきました発言の機会でございますので、税務行政において、私なりに注力してまいりました二つのことについて、あえて発言をさせていただければと存じます。

その一つは、毎年のように繰り返されております地方税財政改革議論におきまして、東京都単体の立場にこだわるのではなく、常に地方全体の立場を意識しながら物事を考えてきたということでございます。

最近では、一昨年の方消費税の清算基準の問題、そして昨年の地方法人課税における、いわゆる偏在是正措置の問題と、残念ながら、二年連続して東京都の税収が奪われる結果となりました。

もちろん、各局の施策展開を税収面で支える立場にある主税局といたしましては、そのこと自体をも憂慮することは当然ではございますが、それ以上に深刻だと思っておりますことは、地方にとりまして貴重な自主財源が毀損され、地方の自主性、自立性が損なわれる結果、地方

分権とはかけ離れた方向へ地方全体が追いやられているという悲観すべき現実がございます。

もう一つは、税に対する都民や納税者の理解と信頼を確保する上で、当たり前のことではございますけれども、都民や納税者に寄り添う姿勢が極めて大事だということを、常に念頭に置いてきたところでございます。

都税に関する当局の広報、広聴におけるスタンスにおいてしかり、固定資産税等において都民の税負担感に十分に配慮することにおいてしかり、滞納処分において不当に税を免れようとする者に対しましては、毅然とした態度で臨む一方で、資力のない者にはきめ細やかな態度で臨むということもしかり、そして租税教育に工夫を凝らし、税に対するよき理解者を早い段階から創出するという取り組みもしかり等々でございます。

しかし、こうした認識につきましては、御党はもちろんのこと、多くの先生方から、本会議、財政委員会、都税調などの場におきまして、同趣旨の貴重なご意見を多々いただきまして、そういう意味では、僭越ながら、皆様方と税務行政のあり方という点において共感ができた、背中を押していただいたという思いでいっぱいでありまして、本当に感謝申し上げる次第でございます。

引き続き主税局に対し、また、都の税務行政に対しまして、先生方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。